

第1回厚岸町農業委員会総会 議事録

1 開催日時 令和2年7月20日（月）午前10時00分から午前12時00分

2 開催場所 厚岸町役場 2階 庁議室

3. 出席委員（14人）

(1) 会長 1番 荒岡 正

(2) 委員 2番 寺島 佳宏、3番 齋藤 泰広
4番 米澤 仁、5番 石澤 由紀子、
6番 木原 晃、7番 多田 正光、
8番 貢 則夫、9番 遠藤 浩一、
10番 音喜多 政東、11番 樋浦 泰夫
12番 伊藤 美晴、13番 佐藤 仁昭
14番 西野 義幸

4. 欠席委員（0人）

5 議事日程

- | | |
|--------------------------------|-------------------------|
| 第1 仮議長の選出について | 第7 現況証明願いについて |
| 第2 会長の互選について | 第8 農用地利用集積計画の決定について |
| 第3 会長職務代理の互選について | 第9 農地法第4条の規定による許可申請について |
| 第4 議席の決定について | |
| 第5 各部会の構成について | 第10 厚岸町農業振興地域整備計画の変更 |
| 第6 厚岸町表彰条例に基づく表彰
該当者の推薦について | に係る意見徴取について |

6 農業委員会事務局職員

事務局長 堀部 誠、主事 佐々木 大

7. 会議の概要

事務局長	それでは次に移らせて頂きます。 今後の司会を務めます、農業委員会 事務局長の堀部です。 よろしくお願いいたします。 本日の出席状況を申し上げます。 9時57分現在、出席委員14名、欠席委員なし、よって厚岸町農業委員会 会議規則第9条に定める、在任委員14名の過半数の委員が出席されておりますので、会議の成立要件を満たしていることを報告し、ただいまから第1回 厚岸町農業委員会総会を開催します。 なお、農業委員の任期満了による任命の後、最初に行われる総会は、「農業委員会等に関する法律」第27条第1項のただし書きで、町長が招集することと規定されております。 仮議長が選出されるまでは、町長が議事進行を務めますので、ご承知おき願います。 それでは、若狭町長から挨拶を申し上げます。
町長	どうも皆さんおはようございます。 厚岸町農業委員会の新たな体制が整い、初の総会開催にあたりまして一言ご挨拶を申し上げます。 本日は、農業委員会等に関する法律に基づき、令和2年厚岸町議会第2回定例会において任命の同意をいただき、先ほど、皆様方に農業委員会の委員として、辞令交付をさせていただいたところでございます。 任期の3年間、農業委員として何卒よろしくお願いいたします。 さて、現在における農業を取り巻く情勢は、米国を除く11か国によるTPP協定と、日本とEUによるEPAの発効や、日米貿易協定の合意による将来不安など、大きな変革期を迎えております。 また、新型コロナウイルスの影響による外食産業の低迷や、インバウンドのお土産用の加工品需要の落ち込み等による乳製品等の需要減少が続き、先行きが不透明なことから、今後も消費と経済の落ち込みが想定されている

	ところでもございます。 本町農業の主体である酪農・畜産を取り巻く情勢も、農業経営者の高齢化や後継者不足による農家戸数の減少など、担い手確保の面では極めて厳しい状況にあるところでございます。しかしながら、プール乳価や加工原料乳補給金単価の引き上げ、さらに個体販売の高値での取引などもあり、昨年度までの経営状況は総じて良好な状況によって推移しておりましたが、このたびの新型コロナウイルスにより今後の経営への影響が懸念をされております。 こうした状況において、農業委員になられました皆様には、酪農・畜産業に欠かせない優良農地を維持していくため、耕作放棄地の発生防止の取り組みや、農地転用の許可における適正な判断という農業委員会としての役割を責任をもって果たしていただくよう、切にお願いとともに、ご期待を申し上げる次第でもございます。 本日は、会長の選出を始め、それぞれの担当を決めていただくことなど、新たな厚岸町農業委員会がスタートする重要な総会でございます。 皆様にはこれからの任期3年間、厚岸町農業の振興、発展のためにご尽力くださいますよう、また厚岸町の農業行政に対し、貴重なるご助言、ご提言を賜りますよう、心からよろしくお願いを申し上げます。 結びに、厚岸町農業委員会のますますのご発展、委員の各位のご健勝とご活躍をご祈念申し上げ、あいさつに代えさせていただきます。 今後ともよろしくお願いを申し上げます。 ありがとうございました。
事務局長	有り難うございました。 次に、農業委員の皆様から簡単に自己紹介をお願いいたします。 荒岡委員から席順でお願いいたします。
議場	(農業委員 14 名より自己紹介)
事務局長	有り難うございました。 続きまして、私から職員を紹介させていただきます。 農業委員会 総務係兼農地係 主事の佐々木です。

	続いて水産農政課でございますが、改めて水産農政課課長の川越です。 水産農政課 課長補佐(兼)農政係長の江上です。 農政係主事の高島です。 それでは今後の議事進行につきましては、町長にお願いいたします。
町長	それでは、只今から議事を進行させていただきます。 お手元に配布の、議案の議事日程に従い進めてまいります。 日程第1「仮議長の専任について」を議題とし、その選出方法についてお諮りいたします。 第1回の総会におきましては、地方自治法第107条の規定に準じて、年長の委員が仮議長の職務を行うとされておりますので、仮議長には音喜多委員を指名したいと思います。よろしいでしょうか。 <異議なしの声あり>
町長	異議なしと認めます。 音喜多委員は議長席に移動をお願いいたします。
議場	<音喜多委員 議長席へ移動>
仮議長	ただ今、仮議長にご指名いただきましたので、会長が決まるまで仮議長を務めさせていただきます。皆様のご協力をお願いいたします。 それでは、ここで若狹町長が、退席されます。 町長におかれましては、お忙しい中、議事進行を務めていただき、心より感謝申し上げます。 今後とも農業委員会の運営に対し、ご支援ご協力をお願い申し上げます。 有り難うございました。 また、水産農政課の職員につきましても、次の業務が入っておりますので、退席されます。有り難うございました。 それでは暫時休憩とします。
議場	<町長 退席> <水産農政課職員退席>

仮議長	それでは、議事を進行させていただきます。 日程第2「会長の互選について」を議題とします。 事務局から説明願います。
事務局長	会長の互選につきましては、農業委員会等に関する法律第5条第2項において、「会長は、委員が互選した者をもって充てる」こととされております。 なお、互選の方法は特に規定されておりませんので、任意の方法で互選することとなります。 以上でございます。
仮議長	ただいまの説明では、特に定めがないとのことなので、会長の互選についてどのように取り進めたら良いか、何かご意見等はありませんか。
議場	(遠藤委員が挙手)
仮議長	遠藤委員どうぞ。
遠藤委員	選考委員会を設けて、互選してはどうでしょうか。
仮議長	ただ今、選考委員会を設けて互選しては、との意見がありましたが、これでよろしいでしょうか。
議場	<異議なし>
仮議長	それでは、選考委員会を指名したいと思います。 暫時休憩いたします。
仮議長	再開いたします。 選考委員会委員について、指名いたします。 農業委員経験を有する委員及び地区等を考慮し、米澤委員、石澤委員、貢委員、佐藤委員の4名に仮議長の私を加え、5名とします。 よろしいでしょうか。
議場	<異議なし>
仮議長	それでは、別室で選考委員会を開催しますので、暫時休憩とします。 選考委員会の会場は、2階 大会議室(右)を用意しておりますので、移動をよろしく願います。

議場	(休憩、選考委員(5名+農業委員会事務局長)退室)
別室	(選考委員会開催、会長選考後議場へ戻り着席する)
仮議長	それでは再開します。選考委員長から選考結果を報告願います。
選考委員長 (米澤委員)	別室で選考委員会を開催し、私が選考委員長に選任されました。 早速、選考結果を報告させていただきます。 満場一致で、荒岡正委員を会長に選考したことを報告いたします。
仮議長	ただいま、選考委員長より荒岡委員を会長に選考したとの報告がありました。 荒岡委員を会長とすることにご異議ございませんか。
議場	<異議なし>
仮議長	異議なしとのことなので、報告のとおり決定させていただきます。 会長が決定しましたので、ここで暫時休憩します。
仮議長	再開します。事務局から説明願います。
事務局長	会長が決定しましたので、今後の議事運営は会長及び農業委員会事務局が行います。 仮議長を務めていただきました音喜多委員におかれましては、お疲れ様でございました。 それでは議長の交代をお願いします。
議場	(音喜多委員は自席へ移動、荒岡会長は議長席へ移動)
事務局長	それでは、第24期厚岸町農業委員会の会長に就任されました荒岡会長から ご挨拶をいただきたいと思います。 荒岡会長、よろしくお願いいたします。
会長	引き続き、厚岸町農業委員会の会長としてやらせていただくことになりました 荒岡正です。どうぞよろしくお願いいたします。 先ほど若狭町長のご挨拶にもありましたように、大変いろんな、今までに 経験したことない、新型コロナウイルスによる影響が出ております。そういった中で、 また新たな3年間、厚岸町の農業振興はもとより、いろんな面で会長として 活動していきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。 私は農業委員会の活動の一番大事なことは、厚岸町の農業者の利益の確

	保、決して厚岸町で農業をされている方々が不利益を被ることがあってはならない、それが一番ではないかと常日頃考えているところでございます。 そういうことで、この３年間どうか、皆様方のご指導とご協力を切にお願いを申し上げまして、簡単でございますが、就任の挨拶とさせていただきます。どうかよろしくお願いいたします。
会長	それでは、議事を再開いたします。 日程第３「会長職務代理の互選について」を議題といたします。 会長互選と同様に特に定めがありませんので、選任方法を決めたいと思います。ご意見ございませんか。
議場	(伊藤委員が挙手)
会長	伊藤委員どうぞ
伊藤委員	議長一任でよろしいかと思います。
会長	ただいま議長一任との声がありましたので、先ほどの選考委員の方々に、再度お願いしたいと思います。ご異議ございませんか。
議場	<異議なし>
会長	それでは、会長互選にあたった選考委員の方に、会長職務代理の選考を別室でお願いします。暫時休憩とします。
会長	再開します。選考委員長から選考結果の報告をお願いします。
選考委員長	選考結果の報告をさせていただきます。 西野委員を会長職務代理に選考したことを報告いたします。
会長	ただいまの報告のとおり西野委員を会長職務代理とすることに、ご異議ございませんか。
議場	<異議なし>
会長	異議なしと認め、会長職務代理を西野委員にお願いします。 それでは会長職務代理に決定した西野委員から、 一言就任の挨拶をお願いいたします。
会長職務代理	ただいま、会長職務代理として、選出されました西野でございます。 委員の皆様方のご協力をいただき、今後とも一生懸命にやってまいります

	ので、よろしくお願い申し上げます。
会長	有り難うございました。 次に日程第4「議席の決定について」を議題とします。 事務局から説明願います。
事務局長	議席の決め方については、慣例により議席番号1番が会長、14番が会長職務代理となっておりますので、 2番から14番までを「厚岸町農業委員会会議規則」第4条の規定により「くじ」で決定したいと思います。 なお、議席番号が決まりましたら、議案・名札等を持って、各席に移動をお願いいたします。
会長	それでは事務局職員が皆さんの所に「くじ」を持って行きます。 50音順に石澤委員から「くじ」を引いていただきますので、着席したまま、お待ちください。 議席番号が決まり、移動が終わるまで暫時休憩とします。
会長	再開します。 本日は第1回目の総会ではありますが、追加議案として審議願いたい案件が6件あります。その審議に入りたいと思いますが、よろしいでしょうか。
議場	異議無しの声
会長	それでは、追加議案を審議してまいります。 はじめに、本日の議事録署名委員を指名します。 議席番号2番寺島委員、3番齋藤委員をお願いいたします。
会長	議事日程に従い議事を進めてまいります。 日程第5 協議案第1号「各部会の構成について」を議題とします。 事務局から説明願います。
事務局長	追加議案の1ページをお開き願います。 協議案第1号「各部会の構成について」 各部会の構成について、次のとおり協議する。 令和2年7月20日提出 厚岸町農業委員会会長 荒岡 正

	提案内容をご説明いたします。 前期の部会構成は、農地部会・農政部会・会報部会の３部会となっております。 農地部会は、トライベツ、糸魚沢、若松、尾幌、上尾幌の「第１地区」太田、大別、片無去地区の「第２地区」に別け、できるだけご自分の居住する地区に所属していただく形となっております。 農政部会と会報部会は、それぞれ農地部会と掛け持ちで所属する形となっております。 事務局としては、過去の議論を踏まえ、業務負担の平準化を図ることと、あっせん委員会で欠席した際の影響に配慮し、前期の構成を継続したいと考えております。 資料１ページをご覧ください。 こちらには委員の配置等について、事務局案を掲載しております。 事務局案の基準といたしましては、各部会に会長、会長職務代理のどちらかが所属すること、農地部会、農政部会、会報部会にそれぞれ正副の部会長を置くこと、農地部会長のみ両方の部会に所属すること、農政、会報部会は重複しない形で、すべての委員が担うこと、以上の点を踏まえ、事務局案を作成しております。 委員の皆様におかれましては、２点について協議願いたく存じます。 まず一つ目に「前期の部会構成を引き継ぐことについて」、二つ目に「委員の配置と正副部会長の決定について」であります。 以上、簡単な説明ではございますが、協議の上、よろしければ事務局案の採用をご検討いただきますようお願い申し上げます。
会長	只今説明がありました協議案第１号について協議します。 まず、前期の構成を引き継ぐことについて、ご異議ございませんか。
議場	<異議なし>
会長	次に、第１地区部会及び第２地区部会の構成員と、農政部会及び会報部会の構成員が事務局から提案されましたが、これにご異議ございませんか。

議場	<異議なし>
会長	それでは次に、各部会の正副部会長を決めていただきたいので、始めに「農地部会第1地区」と「第2地区」で集まっていただき、相談の上、決定してください。 決定されましたら、次に「農政部会」と「会報部会」で集まっていただき、正副部会長を決定していただくようお願いいたします。 それではここで暫時休憩いたします。 再開後は、それぞれの部会長から報告をお願いいたします。
議場	(部会ごとに集まり協議)
会長	再会します。 各部会長から議案1ページの組織表に添って報告願います。 農地部会第1地区の部会長からお願いいたします。
第1地区 部会長	農地部会第1地区は、構成員が荒岡委員、西野委員、伊藤委員、時田委員、佐藤委員、樋浦委員、米澤となっております。 部会長には私米澤、副部会長には樋浦委員が決定いたしました。
第2地区 部会長	農地部会第2地区は、部会長が遠藤、僕がやります。副部会長に木原晃さん、構成員は西野委員、石澤委員、齋藤委員、多田委員、寺島委員、貢委員です。
農政部会長	農政部会は引き続き、私木原が部会長になります。副部会長に佐藤仁昭さんをお願いいたします。構成員は資料をご覧ください。
会報部会長	会報部会は、私石澤が部会長をやらせていただきます。副部会長に伊藤美晴さんをお願いします。構成員は資料をご覧ください。
会長	報告ありがとうございます。 それでは各部会の報告について、ご異議ございませんか。
議場	<異議なし>
会長	それでは、協議案第1号については、報告のとおり決定いたします。 なお、農業委員会の申し合わせ事項として、あっせん委員会には農地部会両地区の部会長が必ず出席することとしております。

	部会長が欠席の場合には副部会長が出席し、さらに副部会長が欠席の場合には、地区の委員から一人出ることとなっておりますので、よろしくお願いします。 次に、日程第6 協議案第2号「厚岸町表彰条例に基づく表彰該当者の推薦について」を議題といたします。 事務局から説明をお願いします。
事務局長	追加議案2ページをお開き願います。 協議案第2号「厚岸町表彰条例に基づく表彰該当者の推薦について」 このたび、厚岸町表彰条例に基づく表彰該当者の推薦を厚岸町から求められたので、別紙のとおり推薦することを協議する。 令和2年7月20日提出 厚岸町農業委員会会長 荒岡 正 提案内容については、事前に配布しております「議案説明資料」1ページに記載しておりますので、説明を省略させていただきます。 簡単な説明でございますが、小野寺氏を推薦することについて、ご審議の上、ご承認いただきますようお願いいたします。
会長	暫時休憩とします。
会長	再開します。 ただいまの協議案第2号について、ご意見ご質問はございませんか。
議場	(質疑なし)
会長	特に質疑がないようですので、原案のとおり推薦させていただきます。 次に、日程第7 議案第1号「現況証明願について」を議題とします。 事務局から説明をお願いします。
主事	追加議案の7ページをお開き願います。 議案第1号「現況証明願について」 次の土地の現況証明願を受理したので、証明書を交付するものとする。 令和2年7月20日提出 厚岸町農業委員会会長 荒岡 正

	提案内容については、議案説明資料 1 ページから 2 ページに記載しておりますので、説明を省略させていただきます。 簡単な説明ではございますが、ご審議の上、ご承認いただきますようお願い申し上げます。
会長	これについては、太陽光の関係です。 私と佐藤委員と事務局で現地調査をしておりますので、佐藤委員から現地調査について、補足で説明をお願いします。
佐藤委員	〇〇さんは、地目が畑となっても山の方で、木が多くて、問題ないと思います。また、〇〇さんの方も、牧場の跡地で、問題ありません。
会長	ありがとうございました。 ただいまの議案第 1 号について、何かご質問等ございませんか。
議場	(質疑なし)
会長	特に質疑がないようですので、議案第 1 号は原案のとおり決定します。
会長	次に、日程第 8 議案第 2 号「農用地利用集積計画の決定について」を議題とします。 事務局から説明願います。
事務局長	追加議案 10 ページをご覧ください。 議案第 2 号「農用地利用集積計画の決定について」 農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定により、厚岸町から決定を求められた農用地利用集積計画について議決を求める。 令和 2 年 7 月 20 日提出 厚岸町農業委員会会長 荒岡 正 提案内容については、議案説明資料 2 ページと 3 ページに記載しておりますので、説明を省略させていただきます。 以上、簡単な説明ではございますが、ご審議の上ご承認いただきますよう、よろしくお願いいたします。
会長	ただいまの議案第 2 号について、現地調査をした委員の方から、当時の部会長はいませんので、遠藤委員から補足で説明をお願いします。
遠藤委員	先般拝見させていただいて、特に問題はありませんでした。

会長	ありがとうございます。 議案第 2 号について、ご意見ご質問ございませんか。
議場	(質疑なし)
会長	特に意見が無いようですので、議案第 2 号は原案のとおり決定します。 次に、日程第 9 議案第 3 号「農地法第 4 条の規定による許可申請について」を議題とします。事務局から説明願います。
主事	議案書 15 ページをお開きください。 議案第 3 号「農地法第 4 条の規定による許可申請について」 次の者より、農地等を目的以外に供するための許可申請があったので、北海道農業会議に意見聴取を行う。 また、北海道農業会議の判断が許可相当であった場合、意見書を付して北海道知事へ進達するものとする。 令和 2 年 7 月 20 日提出 厚岸町農業委員会会長 荒岡 正 提案内容を説明いたします。 申請者及び転用目的については、議案書の 15 ページに、許可申請書の写しと北海道農業会議への意見聴取に係る書類は議案書 16 ページから 23 ページまでとなっております。 内容の説明については、「議案説明資料」の 3 ページと 4 ページに記載しておりますので、説明を省略させていただきます。 以上で議案第 3 号の説明を終わります。 簡単な説明ではございますが、ご審議の上ご承認いただきますようお願いいたします。
会長	暫時休憩いたします。
会長	再開いたします。 ただいまの議案第 3 号について、ご意見ご質問ございませんか。
議場	(質疑なし)

会長	特に意見が無いようですので、議案第 3 号は原案のとおり決定いたします 次に日程第 10 議案第 4 号 「厚岸町農業振興地域整備計画の変更に係る意見聴取について」を議題とします。事務局から説明をお願いします。
主事	議案書 24 ページをお開きください。 議案第 4 号「厚岸町農業振興地域整備計画の変更に係る意見聴取についてこのたび厚岸町から表題の件について意見を求められたので付議する。 令和 2 年 7 月 20 日提出 厚岸町農業委員会会長 荒岡 正 提案内容を説明いたします。 議案第 3 号の転用を行うにあたり、「厚岸町農業振興地域整備計画」を「農地」から「農業用施設用地」に変更するもので、厚岸町から意見書の提出を求められております。 厚岸町からの依頼書については、議案書 25 ページから 32 ページに、土地利用計画図につきましては、議案資料 12 ページから 13 ページまでとなっております。 内容の説明については、議案説明資料 4 ページから 5 ページに記載しておりますので、説明を省略させていただきます。 農業委員会として、議案書 26 ページの意見書への記載内容を決定するため、ご審議をお願いいたします。
会長	それでは、議案第 4 号について何かご意見、ご質問はありませんか。 (意見なし) 特に意見等はありませんので、 議案第 4 号については、「意見なし」として厚岸町に提出いたします。 全体をとおして何かございませんか。 (なし) 特になければ、これで本日の議案の審議を全部終了いたしました。 事務局から、連絡事項の説明をお願いします。
事務局長	・スケジュールの説明について

	・懇親会の開催について ※東京都で連日 200 人以上のコロナウイルス陽性者が出ており、今後、都道府県をまたぐ人の移動によって感染拡大が懸念される状況にあるため、状況を見ながら懇親会の開催について判断したいと思います。 ・今後の総会について
会長	以上で第 1 回厚岸町農業委員会総会を終了します。 本日は長時間にわたってご苦労様でした。

上記相違ないことを確認し署名押印する。

議長 厚岸町農業委員会会長 印

議事録署名委員 2 番 印

議事録署名委員 3 番 印